

# 建設キャリアアップシステム(CCUS)

## 事業者・技能者の登録代行申請および変更代行申請 に関する業務委託契約 約款

2019年9月18日版

< 代行申請業務受託者 >

**ペンタテクノサービス株式会社**

委託者（以下「甲」という。）と、受託者（ペンタテクノサービス株式会社。以下「乙」という。）は、甲が乙に委託する本件業務（第1条および第2条にて規定。）に関する基本事項（以下「本約款」という。）を以下のとおり定め、本件業務委託契約（以下「本契約」という。）を締結する。

## 第1条（業務の委託および受託）

甲は、一般財団法人建設業振興基金（以下「認定機関」という。）が運営する『建設キャリアアップシステム(以下「CCUS」という。)』へ登録の申請および登録情報の変更の申請を代行する業務（以下、「本件業務」という。）を乙に委託し、乙はこれを受託する。

## 第2条（本件業務の種類・内容）

本件業務の種類およびその内容は、次のとおりとする。

### A．登録代行申請業務

#### 事業者登録代行申請業務

本契約に基づき、CCUSへ甲が事業者登録を行うにあたり、甲に代わって乙が登録申請業務を代行すること。乙が甲へ、事業者登録申請用書類を送付してから、甲が認定機関による事業者登録完了通知を受領するまでに要する一連の業務をいう。

#### 技能者登録代行申請業務

事業者登録が完了した甲がCCUSへ技能者登録を行うにあたり、甲に代わって乙が登録申請業務を代行すること。乙が甲へ、技能者登録申請用書類を送付してから、甲が認定機関による技能者登録完了通知を受領するまでに要する一連の業務をいう。

### B．変更代行申請業務

#### 事業者変更代行申請業務

事業者登録完了後の甲において当該登録内容に変更が生じた場合、甲に代わって乙が変更登録の申請を代行すること。本契約に基づき、乙が甲へ、CCUS上の当該事業者登録内容を変更するための申請用書類を送付してから、甲が認定機関による事業者変更完了通知を受領するまでに要する一連の業務をいう。

#### 技能者変更代行申請業務

技能者登録完了後の甲において当該技能者の登録内容に変更が生じた場合、甲に代わって乙が変更登録の申請を代行すること。本契約に基づき、乙が甲へ、CCUS上の当該技能者登録内容を変更するための申請用書類を送付してから、甲が認定機関による技能者変更完了通知を受領するまでに要する一連の業務をいう。

2．本件業務の処理・遂行は、原則として電子メールにより行うものとする。

## 第3条（本契約の方式および本契約の成立）

登録代行申請業務(A)に関する本契約は、CCUSへ登録時だけに行う一回限りの業務委託契約とする。

2．変更代行申請業務(B)に関する本契約は、継続的保守管理業務としての年間契約とし、甲は、第6条に定める本契約期間中であれば、変更事由の発生に伴い当該業務を乙に委託することができる。

3. 本契約は、甲が乙のホームページ上から前条第1項で定める本件業務の種類（登録代行申請業務(A)、変更代行申請業務(B)）別に本件業務の委託を申し込み、当該申し込みに対する本件業務の受託の承諾（乙から甲への電子メールによる。）により成立する。

#### 第4条（本件業務遂行上の義務）

乙は、善良なる管理者の注意をもって誠実に本件業務を遂行するものとする。

2. 甲は、乙の本件業務の円滑な遂行のために、申請情報の提供や認定機関からの是正要求への迅速な対応等、最大限協力するものとする。

#### 第5条（登録代行申請業務における本契約期間）

登録代行申請業務（第2条第1項A）の本契約期間（以下「本契約期間A」という。）は、本契約成立日より3ヶ月とする。（登録完了通知の受領に至るまでの期間（甲が乙へ申請情報を提供する期間、乙の申請に要する期間、および認定機関における審査の待機期間等）を考慮したことによる。）

2. 前項にかかわらず、認定機関側の事情または甲もしくは乙の特段の事由により、本契約期間A内に登録が完了しなかった場合または本契約期間A内に登録の完了が見込めない場合は、甲乙間の合意により、本契約期間Aを延伸することができる。

#### 第6条（変更代行申請業務における本契約期間）

変更代行申請業務（第2条第1項B）の本契約期間（以下「本契約期間B」という。）は、4月1日から翌年の3月31日まで（以下、当該期間を「年度」という。）とし、本契約成立日が属する年度（以下「初年度」という。）は、当該日から最初の3月31日までとする。

2. 本契約期間Bの期間満了1ヶ月前迄に、甲または乙のいずれからも解約の申し出がない場合は、さらに1年度本契約と同一条件で更新するものとし、その後も同様とする。（以下、更新後の年度を「更新年度」という。）
3. 本契約を解除した後、再び本契約を申し込み、本契約が成立した場合は、当該契約成立日が属する年度は初年度とせず、更新年度として扱うものとする。

#### 第7条（委託料等）

本件業務に関する委託料等の費用については、以下のとおりとする。

##### （1）本件業務委託料

甲は乙へ委託する本件業務内容により、以下の委託料を乙へ支払うものとする。

##### A. 登録代行申請業務委託料

甲は乙へ次の登録代行申請業務委託料を支払うものとする。なお、金額については、乙のホームページ上で公開し、第3条の本契約成立（甲による委託の申込み、および乙による受託の承諾）の時に甲乙間で定める。

事業者登録代行申請業務委託料

技能者登録代行申請業務委託料

##### B. 変更代行申請業務年間委託料（以下「年間委託料」という。）

年間委託料は、本契約期間Bの初年度は無料とし、更新年度以降、甲は乙へ次の金額を支払うものとする。なお、更新年度において、甲の責に帰す事由または甲の都合により年度途中で本契約を解除した場合は、年間委託料の精算・返還は行わない。

事業者変更代行申請業務 年間委託料（年額） ￥2,000 / 社

技能者変更代行申請業務 年間委託料（年額） ￥2,000 / 人

(2) 追加料金

甲の責に帰すべき事由により、乙の業務処理作業に係る負担が著しく増加した場合には、甲乙協議のうえ、別途追加料金を定めることができる。

(3) 別途諸費用

甲は、第2条第2項の例外として、本件業務に関して別途乙の人的な支援を受ける場合には、当該支援に要する人件費および交通費等（宿泊が発生した場合は、別途宿泊費）の実費を負担するものとする。この場合、乙は事前にその費用の内容と概算額について、甲に書面で通知し、甲の了解を得るものとする。

2. 認定機関へ支払う登録料、管理ID利用料、現場利用料等は、甲が直接負担するものとする。

3. 本契約期間中であっても、第1項第1号で定める本件業務委託料が、人件費の高騰その他経済情勢の変動等により不相当となったとき、もしくは委託業務の内容に増減を生じたとき、または甲乙間に特約があるときは、甲乙協議の上、これを改訂することができる。

## 第8条（委託料等の支払い）

(1) 登録代行申請業務（第2条第1項A）の場合

乙は、甲が事業者登録完了通知または技能者登録完了通知を受領後速やかに、第7条に定める委託料等を甲に請求し、甲は請求書受領月の翌月25日迄に乙の指定する銀行口座に振込むものとする。但し、25日が土曜、日曜、祝日の場合はその翌営業日とする。

(2) 変更代行申請業務（第2条第1項B）の場合

乙は、更新年度の期初、速やかに、第7条に定める委託料等を甲に請求し、甲は請求書受領月の翌月25日迄に乙の指定する銀行口座に振込むものとする。但し、25日が土曜、日曜、祝日の場合はその翌営業日とする。

## 第9条（本契約の解除）

本契約期間中であっても、甲または乙は相手方に対し1ヶ月前迄に書面または電子メールをもって予告することにより、本契約を解除することができる。

2. 甲または乙は、相手方が次の各号の一に該当する場合、相当期間をもって催告してもなお是正されないときは、本契約を解除することができる。

(1) 甲が委託料等の支払いを2ヶ月以上延滞したとき

(2) 甲が第4条第2項の義務を怠り、目的とする登録の完了が困難な場合

(3) 甲または乙が、第7条第3項に定める委託料改訂の協議に応じないとき

(4) 甲または乙が本契約およびこれに付随して締結した契約の条項の一に違反したとき

(5) その他、前各号に準ずる事由により信頼関係を失ったと認められるとき

3. 甲または乙が次の各号の一に該当するときは、相手方は催告することなく本契約の全部または一部を解除することができる。

(1) 監督官庁より営業登録の取消処分を受けたとき

(2) 民事保全（仮差押・仮処分）ないし民事執行（強制執行・担保権実行）の申立て、または破産・民事再生・特別清算・会社更生の申立てがあったとき、もしくは解散したとき、またはこれらの一が発生するおそれがあるとき

- (3) 支払停止、支払不能等の事由を生じたとき
  - (4) 自己が振り出した手形が不渡りとなり、または銀行取引停止処分を受けたとき
  - (5) 財産状態が著しく悪化し、またはそのおそれがあると認められる相当の事由があるとき
  - (6) 代表者の所在が不明となったとき
  - (7) 災害その他やむを得ない理由により、本契約の履行が不可能になったとき
4. 本契約解除時に本件業務が進行中であつて未完了の場合は、以下の各号による。
- (1) 登録代行申請業務(第2条第1項A)の場合  
甲は、次のいずれかを選択することができる。但し、甲が相当期間内に当該選択権を行使しない場合には、乙が選択する。
    - イ) 本契約の暫定的継続  
登録完了まで本契約を継続することで、甲が登録完了通知を受領し、かつ甲が乙へ登録代行申請業務委託料等の支払を完了したときをもって、本契約解除とする。
    - ロ) 本契約の解除  
乙は本件業務を中断して甲へ現在の業務処理状況を報告し、甲乙共に本条第5項の規定に従うものとする。なお、本契約の解除事由が甲の責に帰すべき場合または甲の事情による場合、登録代行申請業務委託料等について、乙が認定機関への申請を完了していた場合は全額を、申請前であれば半額を、甲は乙へ支払うものとする。
  - (2) 変更代行申請業務(第2条第1項B)の場合  
本契約解除(第6条第2項で解約の申出により更新がなされない場合も含む。)時において、申請中の変更代行申請業務が本契約期間B内に完了しなかった場合または完了が見込めない場合は、当該業務の完了時まで本契約期間Bを延伸するものとし、完了後に本契約解除とする。
5. 本契約解除後(本契約終了の場合も含む)は、甲は乙から受領した「代行申請サービスのご案内」等の申請用書類を、また、乙は甲から受領した申請書類を、抹消・削除もしくは廃棄するか、または第11条(秘密保持)条項に従い保持するものとする。

## 第10条 (契約の変更)

関係法令の改正、行政官庁の通達・指導、その他の事由により、本契約の全部または一部を変更する必要がある場合は、速やかに甲乙協議のうえ対応するものとする。

## 第11条 (秘密保持)

本契約における秘密情報は以下のとおりとする。

- (1) 甲から乙へ提出した申請書類に記載されている情報
  - (2) 乙から甲へ送付した申請用書類に記載されている情報
  - (3) 本契約により甲乙間で交わした電子メール、およびその添付書類
  - (4) その他、相手方から「秘密である」旨の表示を付して開示された秘密情報およびその秘密情報を含む記録媒体(書面、電子情報等その形式の如何を問わない。)
2. 甲および乙は秘密情報の取扱いについて、次の各号に定める事項を遵守するものとする。
- (1) 相手方から開示された秘密情報を、善良なる管理者としての注意義務をもって厳重に保管、管理する。具体的には、保管には鍵付きのロッカーを用いる、破棄の際はシュ

レジャー処理する等、情報漏洩防止に努める。

- (2) 秘密情報は、本件業務の目的以外には使用しない。
  - (3) 秘密情報を複製する場合には、本件業務目的の範囲内に限って行うものとし、複製物は、原本と同等として扱う。
  - (4) 甲乙間で秘密情報を郵送する場合には、書類・宅配便等、配達記録が残る方法を利用する。
  - (5) 甲乙間で秘密情報を電子メールで送信する場合には、暗号化やパスワードロックなどのセキュリティ対策を実施する。
  - (6) 秘密情報の漏えい、紛失、盗難、盗用等の事態が発生し、またはそのおそれがあることを知った場合は、直ちにその旨を相手方に書面または電子メールをもって通知する。
3. 甲および乙は、法令に基づき秘密情報の開示が義務づけられている場合を除き、秘密情報を第三者に開示する場合には、書面または電子メールにより相手方の事前承諾を得なければならない。この場合、甲および乙は、当該第三者との間で本契約書と同等の義務を負わせ、これを遵守させる義務を負うものとする。

#### **第12条 (免責事項)**

甲の事情または甲の責に帰すべき事由により、登録または変更が完了できない場合においては、乙は一切の責任を負わないものとする。

2. 前項において、乙は未精算の委託料および諸費用について甲へ請求できるものとする。

#### **第13条 (損害賠償請求)**

甲または乙は、相手方が本契約および本約款の規定に違反したことにより発生した損害について、相手方に対して賠償を請求することができる。

#### **第14条 (反社会的勢力の排除)**

甲および乙は、自己または自己の代理人もしくは媒介をする者が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを総称して「反社会的勢力」という。)に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを相互に確約する。

- (1) 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること
  - (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
  - (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること
  - (4) 反社会的勢力に対して資金を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
  - (5) 役員または経営に実質的に関与している者が反社会的勢力等と社会的に非難されるべき関係を有すること
  - (6) 自ら、または第三者を利用して、相手方に対し、暴力的行為、詐術・脅迫的行為、業務妨害行為、その他の違法行為を行うもの
2. 甲または乙は、前項の確約に反して、相手方または相手方の代理もしくは媒介をする者が反社会的勢力または前項各号の一に該当することが判明したときは、何らの催告をせず、本

契約を解除することができる。

- 3．甲または乙が、本契約に関連して、第三者と下請または委託契約等（以下「関連契約」という。）を締結する場合において、関連契約の当事者または代理もしくは媒介をする者が反社会的勢力または第1項各号の一にでも該当することが判明した場合、他方当事者は、関連契約を締結した当事者に対して、関連契約を解除するなど必要な措置をとるよう求めることができる。
- 4．甲または乙が、関連契約を締結した当事者に対して前項の措置を求めたにもかかわらず、関連契約を締結した当事者がそれに従わなかった場合には、その相手方当事者は、本契約を解除することができるものとする。
- 5．本条により本契約が解除された場合、本件業務の進行程度や完了の有無を問わず、甲は乙から受領した「代行申請サービスのご案内」等の申請用書類を、乙は甲から受領した申請書類を、速やかに抹消・削除または廃棄しなければならない。なお、本条項による解除の事由が甲にある場合には、甲は乙へ委託料等の全額を支払うものとし、解除事由が乙にある場合には乙に対する甲の支払義務は一切ないものとする。

#### **第15条（協議事項）**

本契約に定めのない事項またはその解釈に疑義が生じた場合は、甲乙双方協議の上、信義誠実の原則に基づき、誠意をもって解決を図るものとする。

#### **第16条（合意管轄裁判所）**

本契約に関して甲乙間で紛争が生じた場合の専属的合意管轄裁判所は、東京地方裁判所とする。

2019年9月18日